

令和6年度 福島県立会津工業高等学校

入学者選抜前期選抜募集要項

福島県立会津工業高等学校

〒965-0802 福島県会津若松市徒之町1番37号

TEL 0242-27-7456 (代)

FAX 0242-29-9239

1 対象学科及び募集定員

課程	学 科 名	募集定員	特色選抜募集定員	一般選抜募集定員
全 日 制 課 程	機 械 科	80名	定員の20%程度	募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。
	建築インテリア科	40名	定員の20%程度	
	セラミック化学科	40名	定員の20%程度	
	電気情報科	40名	定員の20%程度	

2 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）、または中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者。
- (2) 3に示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者。

3 特色選抜における「志願してほしい生徒像」

本校は、社会の進歩・発展に貢献できる個性豊かな人間の育成を目指し、社会におけるものづくりの大切さに重点をおいて教育活動を行っている。また「文武両道」「至誠勤労」を行動目標としており、次のような生徒を求める。

下記の工業各科の志願してほしい生徒像に該当し、各科共通のA型若しくはB型に該当する者。

工業各科の志願してほしい生徒像

学 科 名	志 願 して ほ し い 生 徒
機 械 科	・機械に関する専門的な知識や技術・技能の習得、及び資格取得に意欲のある者 ・将来、機械の設計、操作、加工関係の職業を希望する者
建築インテリア科	・建築に関する専門的な知識や技術・技能の習得、及び資格取得に意欲的で実習などに積極的に取り組む者 ・将来、建築関係の職業を希望する者

セラミック化学科	<ul style="list-style-type: none"> ・セラミックス、化学製品の製造や化学分析、環境保全に興味・関心があり、資格取得に積極的に取り組む者 ・将来、セラミックスや化学の専門知識を生かした職業を希望する者
電気情報科	<ul style="list-style-type: none"> ・電気情報に関する専門的な知識や技術・技能の習得、及び資格取得に意欲のある者 ・将来、電気または ICT、制御系の職業を希望する者 <p>※電気情報科は、2年生から電気エネルギーと情報テクノロジーのいずれかのコースを選択する</p>

各科共通

A型（学業・リーダー性）

：学習成績が優秀かつ中学校で中心となって活動した生徒会会長、生徒会副会長、学級委員長、部活動の部長のいずれかの実績がある者。または、資格取得に積極的で、実用英語技能検定3級以上、日本漢字能力検定3級以上、実用数学技能検定3級以上の資格を複数取得した者、あるいは前記の条件と同等の高い能力を有する者。

B型（部活動）

：以下に示す部活動・地域クラブ活動等の大会で、団体（登録選手）・個人で県大会以上の実績等または優れた資質があり、本校進学後もその部活動を三年間継続し、部の中心として活動できる者。

部活動名〔陸上競技、野球（男子）、バスケットボール（男子）、バレーボール（男子）、バドミントン、サッカー（男子）、剣道（男子）、柔道〕

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

- (1) 志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願は、第二志望までの併願を認める。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書
在学（出身）中学校長は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までに本校校長に提出する。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書
「特色選抜志願理由書」については、本校ホームページよりダウンロードして利用する。特色選抜で志願するAまたはB型を○で囲み、志願条件に該当する活動実績を正確に記入すること。B型については、志願する部活動名と陸上競技・野球・バスケットボール・バレーボール・サッカーを志願する者については、ポジション・専門種目名も記入すること。

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) (1)以外の者
- ① 入学願書（上記(1)の①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（上記(1)の③に同じ）
 - ③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者で文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、「前期選抜志願者名簿」を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
- (5) 出願書類の受付完了後、受験番号を記入した「受験票」及び「入学検定料納付済証明書」を交付する。

7 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した「自己申告書」を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 県教育委員会において作成した様式を用いる。
- (2) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (3) 「自己申告書」の提出があった場合、本校校長は「自己申告書受領書」を交付する。
- (4) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。

郵送の場合は、2月16日（金）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 出願先変更

出願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

(1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に「前期・連携型選抜出願先変更願」を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。なお、第二志望の変更や希望の有無の変更についても同様とする。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、「前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願」を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

② 「前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願」を受けた本校校長は、「前期・連携型選抜出願先変更承認書」及び「前期・連携型選抜出願先変更連絡書」を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記「前期・連携型選抜出願先変更連絡書」を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記「前期・連携型選抜出願先変更連絡書」を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

(3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した「特色選抜志願理由書」を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

(5) すでに交付を受けた「受験票」は返還する。

10 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料としてさらに特色検査の結果を併せて資料として総合的に判定し、選抜を行う。

選 抜 資 料						
学力検査	特色選抜志願理由書	調査書	特色面接	特色検査	選抜資料の満点	備考
5教科とする。学力検査の満点を250点とする。傾斜配点はしない。(各科共通)	本校・本学科への志望動機および将来への抱負、高校生活で得たいこと、また、中学校での活動実績を記入する。(各科共通)	A型B型とも「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は75点満点とし、合計210点満点とする。(各科共通)	個人面接を実施する。 面接では、本校で学ぶ意欲や進路に対する考えなどをまとめ適切に伝える能力をみる。 面接については、点数化し、A型B型とも20点満点とする。(各科共通)	A型の志願者については作文を実施する。 与えられたテーマについて、自らの考えを400字以上600字以内にまとめる。20点満点とする。 B型の志願者については実技を実施する。20点満点とする。(各科共通)	全体の満点は、A型B型とも500点満点とする。(各科共通)	

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として総合的に判定し、選抜を行う。

選 抜 資 料			学力検査と調査書の成績の比重	備考
学力検査	調査書	一般面接		
5教科とする。学力検査の満点を250点とする。傾斜配点はしない。(各科共通)	「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。(各科共通)	一般面接は実施しない。(各科共通)	同等とする。(各科共通)	

1 1 学力検査及び特色面接・特色検査の日時及び会場

学力検査は志願者全員が受験する。特色選抜志願者は、さらに特色面接・特色検査も受験する。

(1) 学力検査の日時及び会場

① 日 時 令和6年3月5日(火) 午前9時～午後3時10分

② 日 程

ア 受付点呼 午前7時50分～午前8時15分

イ 諸連絡 午前8時15分～午前8時35分

ウ 学力検査 午前9時～午後3時10分

エ 諸連絡 午後3時10分～

9:00～ 9:50	休	10:10～ 11:00	休	11:20～ 12:10	昼食	13:10～ 14:00	休	14:20～ 15:10
国語		数学		英語		理科		社会
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)

③ 会場 本校

④ 持参物

ア 受験票 イ 筆記用具(コンパス、定規を含む) ウ 上ばき エ 昼食

⑤ 注意事項

ア 下敷、分度器(分度器の機能、長さの辺比率などを記載した定規も含む)は使用できない。

イ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 特色面接・特色検査の日時及び会場

① 日 時 令和6年3月6日(水)・7日(木)

② 日 程

ア 受付点呼 午前8時15分～午前8時30分

- イ 諸連絡 午前8時30分～午前8時45分
- ウ 特色面接 午前8時50分～午前10時30分（予定）
- エ 特色検査 A型（作文）午前10時40分～午前11時20分（予定）
B型（実技）午前10時40分～午後3時30分（予定）

*なお、志願者数によって日程に変更がある場合がある。その時は中学校ごとに連絡をする。

- ③ 会場 本校
- ④ 持参物
ア 受験票 イ 筆記用具 ウ 上ばき
- ⑤ 注意事項
ア 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
イ 特色選抜B型の実技内容や持ち物などの連絡事項については、令和6年2月19日（月）以降本校ホームページに掲載する。

1 2 追検査等の実施

- (1) 追検査等の対象となる志願者
 - ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部を欠席を余儀なくされた者
なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。
- ※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 追検査等の日時、日程及び会場

- ① 学力検査の日時 令和6年3月11日（月）午前9時～午後2時45分
- ② 学力検査の日程
ア 受付点呼 午前8時15分～午前8時30分
イ 諸連絡 午前8時30分～午前8時45分
ウ 学力検査 午前9時～午後2時45分

9:00～ 9:50	休	10:05～ 10:55	休	11:10～ 12:00	昼食	12:50～ 13:40	休	13:55～ 14:45
国語		数学		英語		理科		社会

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分)

- ③ 特色検査の日程 令和6年3月11日（月）午後3時～
ア 受付点呼 午後3時00分～午後3時10分
イ 諸連絡 午後3時10分～午後3時20分
ウ 特色面接 午後3時20分～3時50分（最終面接者は午後4時30分に終了予定）
エ 特色検査 A型（作文）午後3時50分～午後4時30分
B型（実技※）午後3時50分～午後4時30分
※〔本校ホームページ掲載を参照〕

④ 会場・持参物・注意事項

上記、1 1 学力検査及び特色面接・特色検査の日時及び会場の(1)③④⑤(2)③④⑤と同じ

- (3) 追検査等受験の手続き
- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
 - ② 追検査等の受験を希望する者は「追検査等受験願」を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
 - ④ 本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、「追検査等受験許可証」を交付する。
- (4) 定員について
定員枠については、募集定員の外枠とはしない。
- (5) その他
インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても追検査等を受験できる。

1 3 その他

選抜の一部が未完了となった者の取り扱い

- (1) 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を令和6年3月7日（木）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡受領書」を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において追検査等の受験を希望した場合の手続きについては「令和6年度福島県高等学校入学者選抜実施要綱」による。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

- (2) 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

1 4 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日（木）正午以降に、合格者として本校で発表する。
- (2) 合格者には、「受験票」と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。